

4月から ごみの規定寸法が変わります。

令和4年4月から知多南部クリーンセンターにおいて受入れできるごみの規定寸法が一部変更となります。

■可燃ごみ(縦・横・高さが60cm以下の燃やすことができるもの)

家庭系ごみの例

- ・紙、布類(資源とならないもの)
- ・カセットテープ、ビデオテープ、CD
- ・木材(断面積100cm²以下、長さ60cm以下)
※長さ250cm以下のものは、可燃性粗大ごみとして処理できます。
- ・生ごみなどの台所から出るごみ(袋を密封してください)
※悪臭を防ぐため、生ごみを搬入する際は水分をよく切り、必ず袋を密封して汚水が漏れることのないようにお願いします。
- ・資源とならないプラスチック製品(バケツ、おもちゃなど)
※臭いの強いごみや散らばりやすいごみは袋に入れて搬入してください。袋に入れる際は、中身が分かるように、透明(半透明)の袋に入れてください。(指定ごみ袋に入れる必要はありません)

■可燃性粗大ごみ(縦250cm×横150cm×奥行100cm以下のもの)

※木材については直径20cm以下のもの

家庭系ごみの例

- ・畳、じゅうたん類、ふとん、ふすま、木製の椅子
- ・プラスチック製衣装ケース

■不燃ごみ・不燃性粗大ごみ(縦200cm×横150cm×奥行100cm以下のもの)

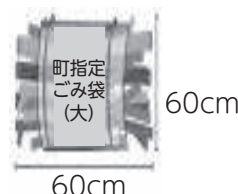
家庭系ごみの例

- ・ガラステーブル、ギター、ソファ、座椅子などの複合物

●集積所へ出す際の注意

集積所へ出す枝・木も長さ60cm以下で束の直径60cm以下で出してください。

詳しくは、知多南部広域環境組合 ☎84-1007までお問い合わせください。



リサイクルステーションへ搬入する草のお願い

野菜の葉物や花は草とみなし、リサイクルステーションへの搬入ができていましたが、野菜や花は天日干ししている際に腐ってしまうことが多く、たい肥化には不向きなため、4月からは**可燃ごみ**として出していただくようお願いします。

詳しくは、知多南部衛生組合 ☎62-0402までお問い合わせください。